

○茅ヶ崎市立図書館協議会規則

平成10年12月28日

教育委員会規則第3号

改正 平成11年12月22日教委規則第3号

平成24年3月28日教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市立図書館条例（昭和30年茅ヶ崎市条例第21号）第15条の規定に基づき設置された茅ヶ崎市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24教委規則2・一部改正)

(委員長)

第2条 協議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(平24教委規則2・旧第4条繰上・一部改正)

(会議)

第3条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平24教委規則2・旧第5条繰上・一部改正)

(意見の聴取等)

第4条 協議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(平24教委規則2・追加)

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、茅ヶ崎市立図書館において処理する。

(平24教委規則2・旧第6条繰上)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

(平24教委規則2・旧第7条繰上)

附 則

- 1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において現に茅ヶ崎市立図書館協議会運営規程（昭和35年茅ヶ崎市教育委員会告示第4号）による委員長であった者は、この規則による委員長とする。この場合において、当該委員長の任期は、第4条第3項本文の規定にかかわらず、同規程による任期満了の日までとする。

附 則（平成11年教委規則第3号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において現に第1条の規定による改正前の茅ヶ崎市立図書館協議会規則による委員であった者は、改正後の茅ヶ崎市立図書館協議会規則（以下「新規則」という。）第3条に規定する委員の区分にかかわらず、新規則による委員とする。

附 則（平成24年教委規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。